

一般社団法人埼玉県山岳・スポーツクライミング協会

コンプライアンス規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）のコンプライアンスに関する取扱いについて、必要な事項を定めコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程で、コンプライアンスとは、法令、本協会定款及び規程等、その他山岳スポーツに対する社会的な信頼を得るために行動すべき社会的規範としての倫理の厳守をいう。

第2章 取 組

(範囲)

第3条 本規程は、本協会の事業活動に関して構成員に適用する。

(通報)

第4条 構成員は、第2条に違反する行為を行う、又は行うおそれのある者を発見したときは、速やかにその旨を通報する。

2 前項の通報先、通報の方法は本協会会長又は理事宛てにその内容を文書（急を要する場合は口頭）にて通報する。また、通報者は一切の不利益な扱いを受けることを禁止する。

第3章 運 営

(体制)

第5条 本協会は、本規程の実施について責任を負う。

(コンプライアンス委員会の構成)

第6条 本規程運用のため、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置し、理事会の諮問機関として案件の審議を行う。

2 委員会は、理事会の決議に基づき選任された委員若干名により構成する。

3 委員会は、必要に応じて随時開催する。

4 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

5 委員会の閉会後は、速やかに見解をまとめたうえで、直近の理事会にて答申する。

(所管)

第7条 所管の対象となる事項については、次のとおりとする。

- (1) 本協会のガバナンス体制の構築、コンプライアンスの推進に関する事項
- (2) 本協会に関わる規程・規定・細則・基準等の整備に関する事項
- (3) 本協会に関わる契約、交渉、不祥事等における対応等に関する事項
- (4) 会員等、役職員、加盟団体、登録者等について倫理規程等の遵守及び処分に関する事項
- (5) 暴力行為等相談窓口の設置・運営等に関する事項

(議事録)

第8条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成する。

2 前項の議事録は、原則として非公開とする。

3 議事の内容及び結果については、理事会において速やかに報告されるものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、委員会の審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(改正)

第10条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

1 この規程は、一般社団法人埼玉県山岳・スポーツクライミング協会設立登記の日から施行する。